

ストーマ用装具等の給付を受けようとする方へ

＜＜留意事項＞＞

- ・ ストーマ用装具等の申請は、見積書１枚で２ヶ月分までの用具を申請でき、一度の申請で最大３枚（６ヶ月分）まで一括申請することができます。ただし、同一年度の利用分に限ります。
- ・ ストーマ用装具等の申請は、可能な限り見積書に記載のある月の前月からにしてください。
- ・ ストーマ用装具等の申請は、毎月２０日が当月分の申請受付期限となります。ただし、２０日が市役所閉庁日（土曜、日曜、祝日等）である場合は、その前の市役所開庁日となります。

（参考）

見積書（利用月）	見積書（枚数）	申請可能な期間
５月～６月分	１枚	４月から５月２０日まで
６月～９月分	２枚	５月から６月２０日まで
１０月～３月分	３枚	９月から１０月２０日まで

- ・ ストーマ用装具等の翌年度４月以降の利用分の申請については、毎年３月から受付を開始しますが、４月１日以降に順次給付決定を行いますので、通常よりも申請から決定まで時間を要します。

お問い合わせ先

保険福祉部社会福祉課障害福祉グループ

電話 （0567）55-7115（直通）